

学童保育の「従うべき基準」の参酌化に対する声明

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の「従うべき基準」の参酌化に断固反対し、 「従うべき基準」の堅持を強く求める

2018年11月19日に開催された第35回地方分権改革有識者会議・第88回提案募集検討専門部会合同会議において、国が省令で定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）の「従うべき基準」（「放課後児童支援員」の原則複数配置）を「参酌すべき基準」にするという考えが示された。

私たち全国学童保育連絡協議会は、「省令基準」が定められてわずか4年で、「従うべき基準」が参酌化されることに断固反対し、「従うべき基準」の堅持を強く求めるものである。

私たちが今回の「従うべき基準」の参酌化に反対する理由は以下の通りである。

- ① 「従うべき基準」の参酌化は、「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するという「省令基準」策定時の趣旨と逆行し、市町村格差の拡大を招く恐れがあること。
- ② 「放課後児童支援員」という有資格者を原則2名以上配置するという「従うべき基準」は、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するためには必要不可欠な基準であり、これが崩されれば、学童保育の安全と質の低下は避けられないこと。

私たちはこれまで、学童保育の根幹に関わる基準を検討するにあたっては、学童保育の目的・役割を果たすために、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「児童福祉法」の理念を順守する立場に立った検討が必要であることを訴えてきた。子どもの安全・安心に関わるもっとも重要な基準は、「地方分権の議論の場」で議論されるべきものではなく、ましてや非公開で議論されることは言語道断である。

そもそも「省令基準」では、施設の広さや規模などが「参酌すべき基準」にとどまったために、市町村の学童保育に対する認識の違いや厳しい財政状況などにより、自治体施策の格差が生じている。「従うべき基準」の参酌化は、全国の学童保育の質に格差をいっそう生み出すことになり、子どもたちの成長・発達及び安全確保に困難を強いるものである。

子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障し、学童保育の目的・役割を果たすためには、「従うべき基準」を含めた「省令基準」と、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいた運営を、すべての自治体において実施することが不可欠である。国はそのために必要な財源措置を講じるべきであり、自治体の責任が問われている。

私たち全国学童保育連絡協議会は、国会への請願署名をはじめ、国、国会議員、地方議会および地方自治体に対して、あらゆる働きかけを講じ、また、2019年2月に予定しているシンポジウムなどを通じて広く世論に訴え、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するために欠かせない「従うべき基準」を堅持させる取り組みをすすめていく。

2018年12月11日
全国学童保育連絡協議会